

「限度時間を超えて労働させる労働者に対する**健康及び福祉を確保するための措置**」

- ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。
- ② 午後 10 時から午前 5 時までの深夜労働時間帯において労働させる回数を 1 箇月について一定回数以内とすること。
- ③ 労働時間を延長して労働させる者についてその終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
- ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。
- ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
- ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
- ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること
- ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。
- ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること
- ⑩ その他